

医療・社会福祉法人にも監査の目が入る!

機能を強化すると言っていますが、もちろんそれ 자체は大賛成です。医療法人や社会福祉法人の監事の役割は非常に重要だと考えていますが、問題はその監事をどう選ぶかです。志が低い人が監事になつても機能はしません。

また、喫緊の課題は、社会福祉法人では2017年3月31日までに評議員会の評議員を取り替えることはないことです。今までの評議員は理事との兼務、親族は駄目でも、従業員ならなれました。要するに今までが緩すぎたのです。そこで理事が評議員を選べなくしました。ところが従業員以外に信頼できる人が少ない。あまり優秀な人を評議員になると乗っ取られるのではないかと心配している。それでなかなか評議員が決まらない。困って、評議員の定数を少なくしてくれ、という声もあります。社会福祉法人は監査範囲が決まる政省令が10月初旬に出来ます。評議員の選任解任委員会を4人ぐらいで作る案も出て

いますが、相変わらず理事長のお友達で構成されそうです。
「内輪」が「トップ」を選ぶ
—— 国民医療費年間約40兆円、毎年1兆増えていく中での制度改革になりますが、久保利先生は株式会社など様々な制度改革に関わってきた中で、今回社会福祉法人、医療法人の制度度改革についてどう見ていますか？

久保利 2つ側面があると思います。1つは医療・社会福祉法人のガバナンス問題、会社法を後追いして、ガバナンスや法定監査をきちんと行おう、といふのか、その能力があるかという問題です。

もう1つは、以前、わたしは大学のガバナンス改革について少くとも書いたことがあります。社会福祉法人は監査範囲が決まる政省令が10月初旬に出来ます。評議員の選任解任委員会を4人ぐらいで作る案も出て

たとえば国家は国民主権と言っているので主権者は国民1人になります。1億2千何百万人が集まって国になり、代議制を探っているなら、議員をどう選ぶとか、仕組みのは是正でガバナンスは取り戻せます。これに対して大学改革を難しくしているのは、主権者が分からぬことです。

そこで教えている教授たちなかが、未だに大学の教授会は、何の権限があつて主権者のようにならぬ舞つていてるのか疑問です。それと同じで今までの経緯で、社会福祉法人も医療法人も、主権者が誰か分からぬ。それなのに評議員会を強化して権限を与えるようとしている。ではそのメンバーは誰が選ぶのか。主権者がないなら選べないということにもなる。

長 テクニカルには、評議員の選任は委員候補を理事長が評議員会に提出して決めてきたわけ

です。にわとりと卵の関係です。出資者は国、主

2017年度から社会福祉法人、
18年度から医療法人に監査導入へ――

医療・社会福祉法人は ガバナンスをどう築くか！

国費が投入され、公益に資する義務がある医療法人や社会福祉法人を舞台にした不正が後を絶たない。そこで導入された医療法人、社会福祉法人への会計監査の義務づけ。社会福祉法人は17年4月から、医療法人も18年4月から始まる新制度。医療法人、社会福祉法人のガバナンスをどう築くか、そして監事の役割とは？ 会計士数も不足しているとされる中、これまででは国の責任とされた医療法人、社会福祉法人への会計士監査の実効性は――。

(司会・本誌主幹 村田 博文)

弁護士
久保利 英明 Kubori Hideaki

税理士・公認会計士
長 隆 Osa Takashi

医療法人の法定監査は、2018年4月1日から始まります。対象は収入20億円以上の社会医療法人、70億円以上の普通医療法人が対象です。17年度から会計監査人との契約が始まるでしょう。

一方、社会福祉法人の法定監査は17年4月1日から始まります。対象は収入20億円以上の社会医療法人、70億円以上の普通医療法人が対象です。17年度から会計監査人との契約が始まるでしょう。

具体的に、監査をどう進めなければいいのか。

長 問題は、形式だけ整えて、中身が伴わなくてはダメだということです。たとえば監事

は、まつとうなガバナンスを行なう組織構造になつているのか、といふことです。そういう根本原理がないのに監事の権限だけ強くしても、監事も誰のため働くのかが分からなくなる。根本原理がないのに監事の権限だけ強くしても、監事も誰のため働くのかが分からなくなる。主権者が曖昧というのは問題ですね。そこで原点に返つて、両法人とも、患者のため、利用者のためという発想でどう道筋をつけていくべきなのか。

長 形式上の主権者は存在

しています。国です。社会福祉法人の設立者、オーナーは土地

社会福祉法人は来年3月末までに評議員の入れ替え

0法人がまず対象になると言わっています。社会福祉法人の数は全国に約1万6千法人あり、収入20億円以上で約463法人、10億円で1636法人が順次監査法人対象となるようです。

一番の問題は、医療法人も社

会福祉法人も株主がない。誰

のため監査するのか分からな

い、ということです。大義とし

ては国民のため、透明性のある

医療法人や社会福祉法人の経営

をしてもらう、ということです。

けれど、特に社会福祉法人は税

金が非課税、多くの施設には国

正と言つていよいものだと考えて

いるのです。

医療法人も同じです。今回の

制度改正の直接の契機になつた

のは、ある巨大病院グループの

不正事件で、国会の議論でも改

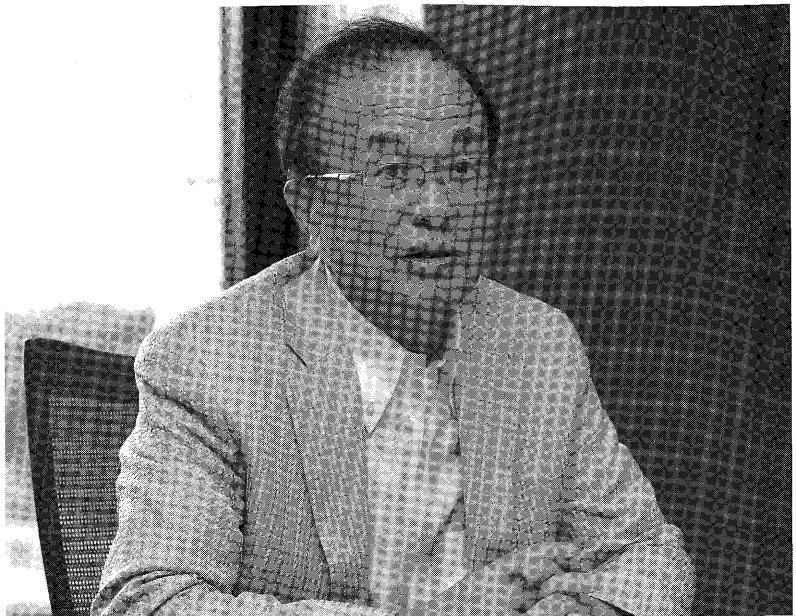
革を迫られています。

件などが起きました。

医療法人も同じです。今回の

制度改正の直接の契機になつた

医療・社会福祉法人にも監査の目が入る！



おさ・たかし

1941年(昭和16年)生まれ。64年早稲田大学卒業。75年公認会計士第3次試験合格。76年公認会計士長隆事務所開設。2016年5月監査法人長隆事務所開設、代表社員就任(現任)。総務省公立病院改革懇談会座長、内閣府行政刷新会議分科会評価者などを歴任。

す。今は日当1万円です。これではまともな仕事なんてできません。これに関しては厚労省に陳情書を出しています。この陳情は受け付けてくれました。必要性は認めてくれています。

――必要な経費はきちんと出すべきだと。改めて医療法

人、社会福祉法人を法定監査する意義について、久保利さんはどう考えますか。

ました。この二重帳簿は巧妙で、明朝体とイタリック体で使
い分けていたんです。

合理的です。その視点で監査を非常に集約的、効率的に行うこととは可能だと思います。

権者は国だと言つていいのです。
そこで今、行政はどういう監査を行つて いるかと いうと、地 方自治体が指導監査、特別監査を非常に厳しく行つています。まあ3年に一度、約一日の監査ですが、悪いところは摘発して います。

実際は、数が多すぎて手に負えない。社会福祉法人だけでは施設経営法人は1万6千カ所もあるのです。だから今回、会計士監査を導入しよう、ということなのです。監査法人は評議員・監事を適正に選任しているか検証する重大な責務があります。

それで、わたしは今度 医療法人、社会福祉法人の監査を行う専門の監査法人を新しく立ち上げました。職員の会計士を55人すでに確保しました。大手監査法人を辞めた会計士がどんどん登録してくれています。なぜかと いうと、上場会社の監査業務が

と、粉飾の動機がない病院に
つては、売上げ監査などやつ
たら病院の従業員からバカにさ
れるだけだからです。

唯一、わたしが当局にお願い
したいのは、権限の強い監事に
はきちんとした報酬を払うよう
指導して欲しい、ということです。



くぼり・ひであき

1944年(昭和19年)生まれ。67年9月在学中に司法試験合格、68年東京大学法学部卒業。71年4月弁護士登録、森綜合法律事務所に入所。98年日比谷パーク法律事務所開設。2001年第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長。野村ホールディングス社外取締役、日本取引所グループ社外取締役(現任)などを歴任。

——そんなに対象の法人が多いと監査法人の人が足りるのか、ということになりますが。

福祉法人の監査では「元」いわゆる監査は原則必要ないとしています。なぜなら、医療法人、社会福祉法人の売上げは100%が見ているからです。無駄なことはやめようと。

**会計士は人手不足
きちんと監査できるのか?**

—— そんなに対象の法人が多いと監査法人の人が足りるのか、ということになりますが。

長 その通りなのです。

例えば東芝事件がありました
が、東芝に関与した会計士は1
00人もいて、今度、新日本監
査法人からPWCあらた監査法
人に変えましたが、新日本から
は会計士が1人も移らないはず
です。一度と東芝の監査はした

福祉法人の監査では「元」いの監査は原則必要ないとしています。なぜなら、医療法人、社会福祉法人の売上げは100%国が見ているからです。無駄なことはやめようと。
久保利 そもそも健康保険で国すなわち国民が払っているからですね。

長 はい。その代わり経費支出を徹底的に調べると言つていま
え。二二二。二二二。二二二。

会計士は人手不足
きちんと監査できるのか?

忙しい4・5月には監査業務を行わないシステムだからです。

「出」を調べれば
不正は捉えられる

―― 何をどう監査していくのかは大きな課題です。
久保利 長先生がおっしゃつたように「出」を調べることは、

医療・社会福祉法人にも監査の目が入る!

そこで主権者が誰かというなら、結局、タックスペイヤー（納税者）ということですね。——納税者、すなわち国民から付託を受けています。

久保利 その通りです。

そのお金が変なことに使われないよう、出をチエックすること大事です。

会計士と連携して、お金が変な使われ方をしていないか、同業間で平均数値をとればだいたいわかります、そういうデータも大事です。だから国とも連携する。国が最大支払い者であるなら、そのお金は国民の血税です。

ですから、無駄な治療や介護をしてやたら儲けているところは問題。ただし本当にお金がなくて、潰れてしまうのも困る。高い医療をしようとして一定程度コストが掛かるなら、そこは何とか賄えるようにしてあげる。場合によつたら監事が率先して国と交渉してちゃんと払わせるように内部で圧力をかけて

そこで主権者が誰かというなら、結局、タックスペイヤー（納税者）ということですね。——納税者、すなわち国民から付託を受けています。

久保利 その通りです。

そのお金が変なことに使われないよう、出をチエックすること大事です。

会計士と連携して、お金が変な使われ方をしていないか、同業間で平均数値をとればだいたいわかります、そういうデータも大事です。だから国とも連携する。国が最大支払い者であるなら、そのお金は国民の血税です。

久保利 大事なことです。悪いことを隠したところで結局、公開するのがいいと思います。

長 社員会も理事会も、議事録は要旨だけではなく、全部公開すべきではないかと思います。そうすれば、監事の機能を果たせるようになります。新しい制度そのものはそんなに悪くないと思います。

—— 制度に魂を入れるには公開が必要だと。

長 それが今回の社会福祉法人と医療法人の最大の制度改正の期待に応えるものではないかと思っています。

久保利 反面、監事が何を言つたかも公開されるから、監事に対する風当たりは当然、きつくなります。

平成21年11月の最高裁判所判例があるのですが、ある農協のトップが使い込みをしていて監事が怠けていたせいだということで複数の監事が訴えられました。他の監事が和解する中で人だけ、自分は悪くないという監事がいました。なぜなら自分は無給だし、そもそも監事は仕事をせず何も言わないのが慣例だった。監事がものを言つたら組織は動かない、と居直ったのです。

たぶんこういう考えの人はいっぱいいると思います。もちろん最高裁は「お前何言つていいのか」と(笑)。この監事は負けて損害賠償を命ぜられました。

法律で新しい制度になつた以上、相応の責任が伴う人に支払うべきお金がないのでは困りものです。それは正しい経営コストとして応分の金額を認めよう、



40年以上にわたり製造記録を偽造していた化血研

た狭い考え方の方は改めるべきです。

一生懸命患者さんのために、社会のために、ということを考えているところが結局、永続するということだと思います。

—— 要は、社会福祉法人、医療法人にこうした考え方があるのか問われているのだと。そこはどうなんでしょうか。

長 医療法人、医療機関の多くが、患者さんのために、と言っています。

では業績は順調、医師も充足しているかというと、そういう病院が実は極めて少ないことが、今回の法律改正に繋がつてまくなくてはならず、研究開発・革新的企画・新設備導入を積極的に行い、逆境のときに備えた蓄積もし、失敗したときは償う。これら全ての原則が実行され、初めて株主は正当な報酬を享受できる」と言つています。

両社とも業績は好調ですよね。医療法人も社会福祉法人も、これを拳銃服膺すべきです。株式会社だからダメとか、経営者が医師でなくてはダメ、といつ

もいいと思います。

それで、この分野の問題が難しいのは、「患者のため」と言つていて、業績もないとされる病院が、必ずしも社会のためになつていな例があることなん

です。

これは、特定医療法人の認定を取り消されたある病院に関する資料です。

この病院の死亡退院率は14%、普通はだいたい3%ですから、

透明性の確保が制度に魂を入れる

—— 制度に魂を入れるには監事は何をするべきか。間違

いを見つける努力をしろ、しっかりと内部統制システムを作

り、その中で言うべきことを言

えと。しかもこれからは風当たりがきつくなる。これを1日1

万円でやつてくれ、と言つた

りがきつくなる。これが1日1

万円でやつてくれるわけが

ないと思います。

株式会社で社外取締役にい人が集まるようになつたのは、やはり、それなりに適正な報酬を出すようになつたからです。昔は名誉職で雀の涙でした。

こういう大事なところのフォローアップをしないで、監事をただやつてくれと言つても、それをこそ新しい制度には精神もエネルギーも入らない。結果も粗末になつて、結局、この制度は失敗だった、ということになつてしまつでしょう。

異常に高い数字です。要するに、高齢の患者さんに死ぬまで「濃厚な治療」を行つている。この

資料はある大学が作つたもので、この病院はある大きな医療法人グループに属していて、こ

は、退院させるべきですが、そう益を生み出しています。

本来、自宅で亡くなりたい人は、なぜなら「患者さんのために、徹底した治療を」「命は平等である」という理念が、この医療法人のトップにはあるか

らです。生み出された利益の一部は政界に流れています。

ですから、売上げ監査など網羅的にやつている暇はありません。そういう重大な不正を見抜けるかどうかが大事なのです。

で、法律に照らして正しいか、憲法に照らして本当にこれでいいのか、それを言うことが、弁護士バッジを持っていることの意味です。わたしはそう思つて言つべきことを誰にでも言つてきました。監事も同じです。

医療法人や社会福祉法人の監事になる人にとって一番大事なことは独立心です。誰かに雇われているのではない。自分はその主権者のために動いています。

「言うべきことを言う」これが大事なこと

—— その医療法人には当然、監事がいたわけですが、認定を取り消されるまで何も発言しなかつたわけですね。

長 東芝事件のときの第三

者委員会と同じですよ。言うべきことを言えないというのは、弱いものだということでしょう。でも、肝心なときに「それは悪いことだ」と、勇気を奮い起こしても言わなくてはいけない。震えながらでも言うべきことは言う。それを言うことができない人は、やっぱり監事に相応しくない。

言うべきことを言う人というのが大事なポイントです。たとえ国を相手にだって、最高裁判所に対してであつても、言うべきことは言わなくてはいけない。

法律に照らして正しいか、憲法に照らして本当にこれでいいのか、それを言うことが、弁護士バッジを持っていることの意味です。わたしはそう思つて言つべきことを誰にでも言つてきました。監事も同じです。

医療法人や社会福祉法人の監事になる人にとって一番大事なことは独立心です。誰かに雇われているのではない。自分はその主権者のために動いています。

久保利 人間は同調圧力に弱いものだということです。たとえ国を相手にだって、最高裁判所に対しても、言つべきことは言わなくてはいけない。震えながらでも言うべきことは言わなくてはいけない。

久保利 人が同調圧力に弱いものだということです。たとえ国を相手にだって、最高裁判所に対しても、言つべきことは言わなくてはいけない。震えながらでも言うべきことは言わなくてはいけない。